

障害者雇用で使える助成金を わかりやすく解説（令和3年版）



※本資料で説明する助成金制度は令和3年（2021年）4月時点の法制度を元にしてあります。
助成金制度は年度ごとに見直しが行われますため、実際の申請にあたっては最新の情報を厚生労働省、
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にご確認ください。

<留意事項>

- ・本ファイルに記載された内容を目的以外の理由で使用することを禁じます。
- ・本ファイルに記載された内容の無断転載・転用を禁じます。

1	はじめに	2
2	障害者雇用で使える助成金は大きく2種類	3
	事業主の方のための雇用関係助成金とは	4
	障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは	5
	助成金を受給するためには	6
	障害者雇用に助成金を活用すると	7
3	障害者雇用関係助成金	10・11
4	障害者雇用納付金制度に基づく助成金	12・13
5	一部助成金の個別解説	14
	特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者コース	15・16
	トライアル雇用助成金 ①障害者トライアルコース	17
	トライアル雇用助成金 ②障害者短時間トライアルコース	18
	キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）	19
	障害者雇用納付金制度に基づく助成金 障害者介助等助成金	20
	障害者介助等助成金 職場支援員の配置又は委嘱	21
6	各助成金をインターネットで調べる	22
7	令和3年（2021年）4月の助成金の主な変更点	23
8	雇用関係助成金を活用したモデルケース	24

このような方におすすめします

- 障害者雇用で助成金を使えることは知っているが内容はあまり把握できていない
- 新たに障害者を採用しなければいけないが、コストをかけることに会社が前向きでない

障害者雇用の現状

厚生労働省が実施した調査「平成 30 年度障害者雇用実態調査結果」によると、企業側が障害者を雇用するにあたっての課題として挙げたものとして二番目に高かった選択肢は**障害者を雇用するイメージやノウハウがない**でした。

また、義務があるにもかかわらず一人も雇用することができていない「障害者雇用ゼロ企業」が多く存在する（*）背景にも知識やノウハウの不足があるとされています。

そのため、障害者雇用を進める第一歩として**必要な知識を得る**ことが大事になります。

本資料では、担当者になった時におさえておくべきことを解説しています。

*法定雇用率未達成企業54,369社に占める割合は、**57.8%**（平成30年障害者雇用状況の集計結果より）

本資料により得られる知識

- 障害者雇用で使える助成金
- 助成金の支給を受けるための条件
- 助成金の種類の解説
- 助成金を受けた時のメリット

障害者雇用で使える助成金は大きく2種類

区分	雇用関係助成金	納付金制度に基づく助成金
申請先	ハローワーク	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（通称：機構、JEED）
財源	事業主が納める雇用保険料	法定雇用率に基づく納付金
助成金の内訳	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース） 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース） トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース） トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース） キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース） 人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）	障害者作業施設設置等助成金 障害者福祉施設設置等助成金 障害者介助等助成金 重度障害者等通勤対策助成金 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 職場適応援助者助成金（訪問型） 職場適応援助者助成金（企業在籍型）



- 申告制のため、自ら手続きを進めないと受給できません
- 助成金は返済する必要がありません

雇用関係助成金とは

雇用
能力

です。

以降は本編資料にて
ご確認ください
([資料一覧に戻る](#))



POINT

「雇用の継続」「雇用している人の待遇の改善」

に対して支給されるものです。 ※訓練制度を除く